

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

平成26年9月

福岡県嘉麻市

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	
	1. 嘉麻市農業の課題	1
	2. 嘉麻市農業構造の見通し	1
	3. 今後の基本的な方向	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき基本的指標	7
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	8
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
	1. 利用権設定等促進事業に関する事項	9
	2. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	14
	3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	15
	4. 農用地利用改善事業で実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
	5. 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	17
	6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	18
	7. 新たな農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組	18
	8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第5	農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	
	1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	20
	2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準	20
	3. その他の農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	21
第6	その他	24

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

### 1 嘉麻市農業の課題

嘉麻市は福岡県のほぼ中央部にあり、県の中央を北流している遠賀川の源流域とその支流である山田川・千手川流域に位置し、総面積の72%を山林と耕作地が占める農村地帯である。昭和50年代からの社会構造の変化に伴い、主業農家から準主業農家への移行が進み、農家戸数・農家人口ともに減少傾向にある。そこで、地域農業を維持・発展するためには、利用権設定促進事業等による担い手への農地の集積及び規模拡大と農事区を中心とした集落営農の確立の推進を図ることと併せて、地域と関係機関等のフォローアップ活動の拡充等を図っていく必要がある。

### 2 嘉麻市農業構造の見通し

嘉麻市では今後、準主業農家が農地を資産的に保有し、安定した準主業農家、副業的農家としての形態を保持している状況が今まで以上に増加するものと思われる。他方、一部には規模拡大、効率的な生産条件を望む農家への農地の流動化も行われている。又、農業を縮小・離農した農家も、農地は資産的に保有していくと思われるので、今後、優良農地を確保し高度利用を図るためにも、離農者・高齢者等を含めた集落単位での農業経営へと誘導する必要がある。

### 3 今後の基本的な方向

嘉麻市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として魅力あるものとなるよう、概ね5年ごとにその後の10年間における農業経営の目標を明らかにして、その実現に向けての施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標として、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり510万円程度〔主たる従事者370万円・従たる従事者140万円〕）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市の農業生産部分の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、嘉麻市の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間150日以上かつ1200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得である300万円程度）を目標とする。

この目標を達成するため、嘉麻市は、将来の本市農業を担う意欲と能力のある若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長し、これを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第4項）やその他の措置を次のとおり総合的に実施する。

① 嘉麻市は、福岡嘉穂農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、嘉麻市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）等と十分なる相互の連携の下での指導体制を編成し、集落単位での農業経営の将来展望とそれを担う経営体を明らかにするための積極的な話し合いを促進し、関係指導体制による営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性をもって集落営農の将来について判断を行うこと等により、望ましい経営体として個々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- ② 農作業の受委託による実質的な作業単位の拡大図り生産コスト低減を促進するとともに、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合や普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- ③ 地域の土地利用調整を行うことを基本とする集落営農組織を育成する。集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものと同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持った組織であり、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。
- ④ 小規模農家や高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。
- ⑤ 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の締結の推進、6次産業による地域活性化等の活動を支援する等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。
- ⑥ 耕作放棄地等により多面的機能の低下が特に懸念されている地域においては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払に積極的に取り組み、農業用施設の保全のための共同活動の推進を図ることによって耕作放棄地の解消・農業生産の維持等を図りながら農地の有する多面的機能を確保する。
- ⑦ 次代を担う青年就農者の確保のため、就農意識の啓発や就農相談を総合的に取り組む。
- ⑧ 農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。
- ⑨ これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取れるよう推進する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に嘉麻市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、嘉麻市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(営農類型の指標の例)

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲＋麦＋大豆	<作付面積等> 水稲＝450a 麦＝600a 大豆＝400a	<資本装備> トラクター コンバイン 大豆用コンバイン 田植機 トラック 播種機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・休日制の導入
水稲＋施設野菜	<作付面積等> 水稲＝100a いちご＝28a	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 鉄骨ハウス 軽トラック 動力噴霧機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲＋露地野菜	<作付面積等> 水稲＝450a ブロッコリー＝200a オクラ＝10a	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 移植機 動力噴霧機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・休日制の導入
水稲＋梨＋ブドウ	<作付面積等> 水稲＝60a 梨＝80a ブドウ＝35a	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 果樹棚 防蛾灯 スปีトスプレーヤー 乗用草刈機 軽トラック	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹	<作付面積等> 梨＝80a	<資本装備> 果樹棚	・複式簿記記帳により経営と家計との	・休日制の導入 ・農繁期における

	りんご＝40a	防蛾灯 スポットスプレー 乗用草刈機 軽トラック	分離を図る。 ・青色申告の実施。	臨時雇用従事者の確保
水稲＋花き	<作付面積等> 水稲＝60a トルコギキョウ＝30a その他草花＝20a	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 鉄骨ハウス 冷蔵庫 軽トラック 動力噴霧機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。 ・品種、出荷時期、品質による価格差が大きいため、コスト計算を行い、計画的な経営を行う。	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設野菜＋施設花き	<作付面積等> トマト＝20a トルコギキョウ＝16a	<資本装備> トラクター 鉄骨ハウス 冷蔵庫 軽トラック 動力噴霧機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。 ・品種、出荷時期、品質による価格差が大きいため、コスト計算を行い、計画的な経営を行う。	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稲＋酪農	<作付面積等> 水稲＝160a 乳用牛＝40頭	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 畜舎 (パンクリナー) 2tトラック ロールベラー	・複式簿記記帳により家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・優良雌牛の導入や牛群の組織改良等による能力の高位平準化を図るとともに、受精卵移植技術の実用化による乳用牛の改善を促進する。	・休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による短期休暇の確保 ・年間周年雇用による安定的な労働時間を実現
水稲＋肉用牛	<作付面積等> 水稲＝100a	<資本装備> トラクター	・複式簿記記帳により経営と家計との	・休日制の導入 ・年間平均した労

	肉用牛＝70頭	コンバイン 田植機 畜舎 堆肥舎 軽トラック 飼料攪拌機 ショベルローダー	分離を図る。 ・青色申告の実施 ・優良繁殖牛の導入や生産拡大と地域一貫体制を確立し、県産銘柄牛肉の定着を図るとともに、肥育期間の適正化等を推進し、経済的飼養管理の技術の普及及び近代化施設整備により、生産コストの低減に努める。	働で牛の管理
水稲＋採卵鶏	<作付面積等> 水稲＝100a 採卵鶏＝18,500羽	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 鶏舎 飼料攪拌機 ショベルローダー 2tトラック 軽トラック	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・各種衛生検査を行い伝染性疾病の発生を防止するための確な予防接種に努める。	・休日制の導入 ・年間雇用による安定的な労働時間を実現
施設野菜	<作付面積等> いちご＝24a ブルーベリー＝10a	高設栽培用ハウス 高設栽培システム 育苗用ハウス 加温機 トラクター 畝立機 軽トラック 動力噴霧機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
施設花き	<作付面積等> トルコギキョウ＝16a デルフィニウム＝16a カンパニユラ＝5a ケイトウ＝4a	鉄骨ハウス パイプハウス 冷蔵庫 トラクター 管理機 動力噴霧機 軽トラック	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
酪農	<作付面積等> 乳用牛 40頭	牛舎 トラクター	・複式簿記記帳により経営と家計との	・休日制の導入

	育成牛 10頭	ロールベラー ショベルローダー ラッピングマシン バークリーナー パイプライン	分離を図る。 ・青色申告の実施	
肉用牛	<作付面積等> 肥育牛 120頭	牛舎 トラック 軽トラック ショベルローダー バラタンク 飼料攪拌機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入

### 【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の実態等
水稲＋麦＋大豆	<作付面積等> 水稲＝1,200a 麦＝1,000a 大豆＝1,600a 作業受託＝1,200a	<資本装備> トラクター コンバイン 大豆用コンバイン 田植機 トラック 播種機	・複式簿記記帳により経営の分析を図る ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・安定的な労働時間の実現 ・社会保険の加入
養鶏	<作付面積等> 成鶏＝180,000羽	<資本装備> 成鶏舎一式 GPセンター	・生産管理体制の充実化と人材育成を図る。	・安定的な労働時間の実現
水稲	<作付面積等> 水稲＝1,100a	<資本装備> トラクター コンバイン 田植機 トラック 乾燥機 管理機 リフト	・生産管理体制の充実化と人材育成を図る。	・安定的な労働時間の実現

※農業経営改善計画の認定について、指標に定められていない営農類型の経営に当たっては、類似する指標に照らし判断するものとする。また、類似する指標がないときは、本基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるかを総合的に判断するものとする。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を達成する青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に嘉麻市及び周辺市町村で展開している新規就農の事例を踏まえつつ、嘉麻市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(営農類型の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の実態等
施設野菜	＜作付面積等＞ ブロッコリー＝50a アスパラ＝20a	＜資本整備＞ トラクター パイプハウス 軽トラック 動力噴霧機	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・栽培品種の組み合わせで作業時期の分散を図る。	・休日制の導入
いちご	＜作付面積＞ いちご＝20a	＜資本装備＞ パイプハウス 軽トラック 動力噴霧器	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入
梨＋ブドウ	＜作付面積等＞ 梨＝10a ブドウ＝30a	＜資本装備＞ トラクター 軽トラック 動力噴霧器	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入

※青年等就農計画の認定について、指標に定められていない営農類型の経営に当たっては、類似する指標に照らし判断するものとする。また、類似する指標がないときは、本基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるかを総合的に判断するものとする。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
37.5%	671ha / 1,790ha

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

嘉麻市の農業は平坦地を中心とした米・麦・大豆作、施設園芸（野菜・花卉）、果樹等を中心に経営が営まれている。また、畜産については市全域に分散して乳用牛・肉用牛・採卵鶏、ブロイラー、養鶏、養豚と盛んである。しかしながら、農業経営主の高齢化が進み、担い手を含んだ後継者不足、社会構造の変化に伴う農産物の価格の下落と、農業を取り巻く現状は非常に厳しいものがある。こうした中、土地基盤整備事業完了地区を中心に、利用権設定等促進事業による担い手への面的集積を進めると同時に、生産の組織的活動の強化を図ってきたが、土地利用型農業経営の確立という面においてはまだ不十分である。

##### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

嘉麻市は、今後、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく農業経営改善計画の認定制度をより促進し、その認定を受けようとする農業者もしくは生産組織経営体については、農業委員会・農業協同組合・普及指導センター等の担当職員で構成する事務局会議で十分な検討を行い、農業経営改善計画認定審議会の承認を得るものとする。更に、認定農業者等への農地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に行われるように努める。

### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

嘉麻市は、福岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、嘉麻市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農

業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

嘉麻市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、嘉麻市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組みを行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 平坦部については第1次、第2次農業構造改善事業、鉱害復旧事業、同和対策農業基盤整備事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業等による区画整備事業が完了している。ほ場区画の比較的大型化されたこの地区については、土地利用型農業を中心とした農業経営が図られ、利用権設定等は他地区よりも進んでいる。また一部地域においては農事区を核とした機械利用組合の設立もされている。今後はさらに集落営農方式への組織経営確立を図り、担い手が連担的な土地利用計画で効率的な農業生産が行えるように努める。

イ 中山間地域においては一部県営ほ場整備事業（実施中）が実施されており、特に旧嘉穂町の千手、足白地区については、水稻、野菜（施設）、果樹、畜産との複合経営が盛んであり、主業農家が多いが、高齢化が進み後継者不足が問題となっている。今後は、認定農業者等の担い手を中心とした組織作りを進め、農家の高齢化・副業化等で見られる農地の耕作放棄地等の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定又は移転を受ける場合、法第7条に規程する農地中間管理機構が行う特例事業、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農業生産法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 嘉麻市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 嘉麻市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期限

- ① 嘉麻市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要であると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 嘉麻市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、嘉麻市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 嘉麻市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業

の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 嘉麻市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 嘉麻市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 嘉麻市は、(5)の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、土地改良区又は農用地利用改善団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、嘉麻市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 嘉麻市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受けける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受けける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決裁の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が、毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号。以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について嘉麻市長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

嘉麻市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が５年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

(9) 公告

嘉麻市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を嘉麻市の掲示板への掲示により公告する。

なお、嘉麻市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

嘉麻市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

## (12) 農業委員会への報告

嘉麻市は、(7)の⑥のイの規定による農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

## (13) 紛争の処理

嘉麻市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

## (14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 嘉麻市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 嘉麻市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 嘉麻市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を嘉麻市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 嘉麻市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は(公財)福岡県農業振興推進機構(以下「推進機構」という。)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 嘉麻市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業(以下「特例事業」という。)を行う推進機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって推進機構が行う事業の実

施の促進を図る。

- (2) 嘉麻市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### **3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項**

- (1) 嘉麻市は、嘉麻市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が充分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 嘉麻市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び飯塚地域担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

### **4 農用地利用改善事業で実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他土地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

#### **(1) 農用地利用改善事業の実施の促進**

嘉麻市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### **(2) 区域の基準**

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落程度）とするものとする。

ただし、効率的な利用ができないと認められる土地については区域から外すことができる。

#### **(3) 農用地利用改善事業の内容**

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### **(4) 農用地利用規程の内容**

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を嘉麻市に提出して、農用地利用規程について嘉麻市の認定を受けることができる。

② 嘉麻市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 嘉麻市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を嘉麻市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 嘉麻市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる

要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 嘉麻市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 嘉麻市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 5 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

嘉麻市では、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

嘉麻市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料性、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 新たな農業経営を営もうとする青年などの増加に向けた取り組み

最近における新規就農の実態は、他産業からの離職就農者や農家子弟以外の新規就農者など農外からの参入が増加しており、就農形態の変化に対応した支援が求められている。

なかでも、将来を担う人材を育成確保することは、本市農業の持続的な発展のための最重要課題のひとつであり、青年等の就農を促進し、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手となる農業者を育成していくことが重要であることから、就農についての情報発信、就農相談、営農開始から生活全般までの一体的な支援等の施策を講じ、農業後継者が従来の自家農家を継承するばかりでなく、青年等が新たな部門に参入して就農する場合や農外から新たに就農する場合など、多様な就農形態に応じた就農促進対策に取り組む必要がある。

このため、嘉麻市は、就農相談機関である福岡県青年農業者等育成センターとの連携を図りながら、より一層の相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、普及指導センター、農業協同組合と連携を行う。

## 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

嘉麻市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必

要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 嘉麻市は、農業構造改善事業、同和対策農業基盤整備事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業及び鉱害復旧事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、水稻育苗施設、野菜集出荷の施設等の積極的な利活用をさらに推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。
- イ 嘉麻市は、経営所得安定対策、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払等の対策によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 嘉麻市は、嘉麻市農業再生協議会水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- エ 嘉麻市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

嘉麻市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、嘉麻市はこのような協力の推進に配慮する。

## (3) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された推進機構は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第7条に規程する事業を行う。

- ア 農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）
- イ 農用地等売り渡しことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付を行う事業
- ウ 法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- エ アに掲げる字魚により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(4) 定着に向けた取組

嘉麻市、福岡県、農業関係機関・団体等は連携のうえ、営農相談から生活関連支援までの一体的に行う相談窓口の設置等、農外からの参入の支援を強化し、就農希望者に対し、研修農家の紹介等により早期の技習得を支援するとともに、青年就農給付金を活用し就農前後の所得を確保等、きめ細かい支援を行い円滑な就農の促進と確実な定着を図る。

(5) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、嘉麻市・農業委員会・普及指導センター・農業協同組合等の関係機関・団体等が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行う等、重点的に指導等を行う。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

嘉麻市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化団体は、こうした課題的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 嘉麻市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第10号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた嘉麻市全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 嘉麻市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。  
なお、嘉麻市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、嘉麻市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
  - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
  - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
  - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
  - ウ 農用地等の管理に関する事項
  - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、福岡県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

#### (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（嘉麻市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、嘉麻市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、嘉麻市から承認を得るものとする。
- ② 嘉麻市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること。
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
  - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
  - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものこと。
    - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
    - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
    - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
    - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

- (ハ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、福岡県農業会議、嘉麻市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
- (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 嘉麻市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 嘉麻市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を嘉麻市の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 嘉麻市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 嘉麻市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 嘉麻市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 嘉麻市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を嘉麻市の公報への記載により公告する。

### (4) 嘉麻市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 嘉麻市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 嘉麻市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、嘉麻市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。  
この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 嘉麻市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

- ⑤ 嘉麻市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を嘉麻市の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）」に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
  - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
  - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
  - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その

場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の利用耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、普及指導センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成26年9月1日から施行する。

別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合には、3年又は6年とは異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃が無いときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払<del>い</del>等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事</p>

<p>方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>当るように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の 換算方法については 「農地法の一部を改 正する法律の施行に ついて」（平成13年3 月1日付け12経営第 1153号農林水産事務 次官通知）第6に留意 しつつ定めるものと する。</p>		<p>者の双方の申出に基づき嘉麻市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
----------------------------	---	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適当な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農業生産法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われていないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

